

4. 廃棄物処理法違反事例と産廃条例の 手続きについて

【廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課】

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

元請業者の責務

- 産業廃棄物処理委託契約書の作成 工事前
- マニフェストの交付 工事中
- 発注者への説明 工事前・工事後

発注者（建物の所有者）の責務

- 残置物と廃家電の処理 工事前

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

産業廃棄物：元請業者が適正処理

木くず、がれき類、瓦、石膏ボード、ガラスくず等、廃プラスチック類、廃畳、壁土、金属くず、混合廃棄物

- 廃畳(本畳)は繊維くずです。
- 壁土は産業廃棄物です。土地の造成に使用できません。

残置物：発注者(建物の所有者)が適正処理

家具、台所用品、生活用品、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)、その他家電

- 家庭から発生した残置物は一般廃棄物です。市町等が指定する方法に従ってください。
- 家電4品目は家電リサイクル法に則り、処理してください。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

産業廃棄物処理委託契約書

- ・元請業者は解体工事で発生した産業廃棄物の排出事業者となり、産業廃棄物を適正に処理する責任があります。
- ・排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する収集運搬事業者・処分事業者それぞれと委託契約を書面で締結する必要があります。

契約書で特に重要な事項

- ・委託する産業廃棄物の種類、数量、単価、性状
- ・運搬の最終目的地の所在地（積替保管をする場合は別途記載）
- ・処分（再生）場所の所在地、処分（再生）の方法、処理能力
- ・最終処分場の所在地、最終処分方法、処理能力
- ・許可証の写しの添付

委託する産業廃棄物の処理が、産業廃棄物処理業者の事業範囲に含まれているか十分確認をしてください。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

マニフェスト(産業廃棄物管理票)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時にマニフェストを収集運搬事業者(収集運搬を委託しない場合は処分事業者)に交付しなければなりません。

紙マニフェストの流れ

- ・紙マニフェストは7枚綴り(A,B1,B2,C1,C2,D,E)
- ・排出事業者はマニフェストに必要事項を記載し、廃棄物とともにマニフェストを収集運搬事業者へ渡します。
- ・収集運搬事業者は署名・捺印の上、A票を排出事業者に返します。(排出事業者はA票を保管します。)
- ・運搬終了した日から10日以内に、B2票が収集運搬事業者から返送されます。
- ・中間処理が終了した日から10日以内に、D票が処分事業者から返送されます。
- ・処分事業者は、最終処分が終了した報告を受けた日から10日以内に、E票を排出事業者に返送します。

マニフェストは、5年間の保存義務があります。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

産業廃棄物を運搬する車両の表示と書面の備え付け

排出事業者（元請業者）が自ら運搬する場合

車両の表示	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物を運搬している旨の表示（5cm以上）・排出事業者名（3cm以上）・車両の両側に面に表示
書類の携帯	<p>次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none">・氏名又は名称及び住所・運搬する産業廃棄物の種類、数量・運搬する産業廃棄物を積載した日・積載した事業場の名称、所在地、連絡先・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

排出事業者（元請業者）が、産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

産業廃棄物を運搬する車両の表示と書面の備え付け

委託を受けた産業廃棄物処理事業者が運搬する場合

車両の表示	①産業廃棄物を運搬している旨の表示（5cm以上） ②処理業者名（3cm以上） ③許可番号 下6ケタ（3cm以上）
書類の携帯	【紙マニフェストの場合】 ①マニフェスト ②許可証の写し 【電子マニフェストの場合】 ①許可証の写し ②電子マニフェストの加入証（写し） ③次の事項を記載した書面（電子情報でも可） ・運搬する産業廃棄物の種類および数量 ・その運搬を委託した者の氏名または名称 ・運搬する産業廃棄物を積載した日 ・積載した事業場の名称、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、連絡先

下請業者が、産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

運搬途中に産業廃棄物を一時保管する場合

排出事業者が自ら運搬して保管する場合

- ① 処理基準に適合した保管
 - ・保管量上限は平均搬出量の7日分
 - 例) $30\text{m}^3/\text{月}$ のがれき類を搬入・搬出 \Rightarrow 保管量は約 7m^3
 - ・周囲に囲いを設置、保管場所の掲示、高さ制限
 - ・飛散流出防止措置、汚水等の浸透防止措置 など

- ② 事業場外保管場所の届出（法・産廃条例）
 - ・保管場所の面積が 300m^2 以上（建設工事に伴い生ずるものに限る）…法
 - ・保管場所の面積が 100m^2 以上…産廃条例

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

運搬途中に産業廃棄物を一時保管する場合

委託を受けた産業廃棄物処理事業者が運搬する場合

委託を受けた産業廃棄物処理事業者は、産業廃棄物収集運搬業の積替え保管の許可が必要



下請業者が、運搬途中に産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)の許可が必要

産業廃棄物処理委託契約書とマニフェストには、積替え保管場所の記載が必要です。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等

・解体工事の元請業者は、解体工事を始める前と解体工事終了後に、発注者に対し、産業廃棄物の処理に関することを、書面で説明又は報告をする必要があります。書面は5年間保存する必要があります。

発注者への説明項目

解体工事前	解体工事終了後
産業廃棄物の種類 産業廃棄物の種類ごとの ①発生見込み量 ②予定処分先 ③予定処分方法 ④処理費用	産業廃棄物管理票の写し（E票） 電子マニフェストの写し（E票）

根拠：三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

・条例の解説や発注者への説明様式の例を以下のHPに掲載しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>

参考様式（第13条第1項関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する説明書

年 月 日

発注者 あて

住所
氏名
交付者（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第1項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物の処理について次のとおり説明します。

対象解体工事の名称		対象解体工事の場所				
産業廃棄物の種類ごとの発生量等						
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行う事業者	処分の場所	処分方法	処理に要する費用の額
	木くず					
	がれき類					
	紙くず					
	ガラスくず等					
	ガラスくず等（廃石膏ボード）					
	金属くず					
	廃プラスチック類					
	混合廃棄物（壁土）					
	繊維くず（廃畳）					
	石綿含有産業廃棄物（スレート）					
	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）					

・産業廃棄物の種類は任意で記載したものです。工事現場で発生する全ての産業廃棄物を記載してください。

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名

確認年月日	発注者の署名又は記名押印	
	<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>	印
印		

(規格A4版)

備考

- 1 「産業廃棄物の種類ごとの発生量等」は、実際に処理する産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 2 「処理に要する費用の額」の欄は、処分費用と収集運搬費用の合計額を記載して下さい。
- 3 交付者は、本説明書について、説明を行った日から5年間保存してください。

参考様式（第13条第2項関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する報告書

年 月 日

発注者 あて

住所
 氏名
 交付者（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
 電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第2項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物を適正に処理した旨を次のとおり報告します。

対象解体工事の名称	対象解体工事の場所
産業廃棄物の適正な処理に関する報告の方法（規則第14条第2項） ※該当するものすべてについて、○で囲うこと	
第1号 最終処分終了の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の写しの提示及び別紙1による方法	
第2号 最終処分終了の情報処理センターからの通知（電子マニフェスト）の提示及び別紙1による方法	
第3号 当該解体工事に伴う産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合、別紙1による方法	

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名	確認年月日	発注者の署名又は記名押印
		印

産業廃棄物の種類ごとの処分量等						
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行った事業者	処分の場所	処分方法	最終処分終了年月日
	木くず					
	がれき類					
	紙くず					
	ガラスくず等					
	ガラスくず等（廃石膏ボード）					
	金属くず					
	廃プラスチック類					
	混合廃棄物（壁土）					
	繊維くず（廃畳）					
	石綿含有産業廃棄物（スレート）					
	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）					

(規格 A 4 版)

- 1 「産業廃棄物の種類ごとの処分量等」は、実際に処分した産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 2 最終処分終了年月日欄は、最終処分が複数日にわたる場合は、複数日記載してください。
- 3 交付者は、本報告書について、報告を行った日から5年間保存してください。

・産業廃棄物の種類は任意で記載したものです。工事現場で発生する全ての産業廃棄物を記載してください。

解体工事で発生する廃棄物の適正処理

その他注意すべき点

○アスベスト

- ・レベル1, 2(石綿含有吹付け材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材)はもちろん、レベル3(その他石綿含有成形板)にも注意する。

○キュービクル(トランス、コンデンサ)

- ・PCBが含有していないかどうか注意する。キュービクルの所有者にて処理。

○事務所や事業所からの残置物

- ・一般家庭からでる残置物は一般廃棄物だが、事務所や事業所からの廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物がある。
- ・その産業廃棄物を排出する者(建物の所有者)は、産業廃棄物処理委託契約書の作成とマニフェストの交付をしなければならない。

例) 産業廃棄物となる残置物 収納箱や椅子等(いずれもプラスチック製)

廃棄物処理法の違反事例

工事の丸投げによる違反

私の会社が解体工事の元請業者です。解体工事は下請業者が実施しています。産業廃棄物の処理(収集運搬及び処分)は、下請業者が別の産業廃棄物処理業者と委託契約し、マニフェストも下請業者が交付しています。

(下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可はあるが、処分業の許可はない場合)

違反者	違反内容	法条項
元請業者	下請業者に産業廃棄物の処分の委託をした	委託基準違反 (法第12条第5項)
	下請業者にマニフェストを交付せずに産業廃棄物を引き渡した	管理票交付義務違反 (法第12条の3第1項)
下請業者	産業廃棄物処分業の許可がないにもかかわらず、産業廃棄物の処理を受託した	受託禁止違反 (法第14条第15項)
	マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けた	管理票不交付による引受禁止 (法第12条の4第2項)

廃棄物処理法の違反事例

下請業者による産業廃棄物の運搬委託

私は解体工事の下請業者です。産業廃棄物の運搬は、元請業者と契約しています。しかし一部の運搬は、当社が、別の収集運搬業者へ委託し、運搬してもらいました。そのマニフェストはあります。別の収集運搬業者が運搬したことについて、元請業者には説明をしていません。

(下請業者は産業廃棄物収集運搬業の許可がある)

違反者	違反内容	法条項
元請業者	下請業者にマニフェストを交付せずに産業廃棄物を引き渡した	管理票交付義務違反 (法第12条の3第1項)
下請業者	再委託の基準に従わず、別の収集運搬業者に再委託をした	再委託禁止違反 (法第14条第16項)
	元請業者からマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けた	管理票不交付による引受禁止 (法第12条の4第2項)

廃棄物処理法の違反事例

一時仮置きによる違反(元請業者)

私は解体工事の下請業者です。元請業者から産業廃棄物の運搬委託を受けています。でも、解体廃棄物を分別してから処分業者へ持って行きたいので、一部仮置き場に保管しています。口頭で元請業者の承諾を得ていますが、その運搬のマニフェストはありません。

(下請業者は産業廃棄物収集運搬業・積替え保管の許可はない)

違反者	違反内容	法条項
元請業者	下請業者は産業廃棄物の一時仮置きができない許可業者にもかかわらず、その行為を委託した	委託基準違反 (法第12条第6項)
	下請業者にマニフェストを交付せずに産業廃棄物を引き渡した	管理票交付義務違反 (法第12条の3第1項)

廃棄物処理法の違反事例

一時仮置きによる違反(下請業者)

私は解体工事の下請業者です。元請業者から産業廃棄物の運搬委託を受けています。でも、解体廃棄物を分別してから処分業者へ持って行きたいので、一部仮置き場に保管しています。口頭で元請の承諾を得ていますが、その運搬のマニフェストはありません。

(下請業者は産業廃棄物収集運搬業・積替え保管の許可はない)

違反者	違反内容	法条項
下請業者	事業範囲の変更許可を受けずに産業廃棄物の積替え保管を行った	無許可事業範囲変更（法第14条の2第1項）
	元請業者からマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けた	管理票不交付による引受禁止（法第12条の4第2項）

廃棄物処理法の違反事例

廃棄物の不法投棄又は無許可保管



左：下請業者による不法投棄

下：下請業者が無許可で保管



行政処分

行政処分に至った違反

平成24年度以降

違反内容	法条項	件数
委託基準違反	法12条第5項	15
委託基準違反	法第12条第6項	5
管理票交付義務違反等	法第12条の3第1項	11
管理票不交付による引受禁止	法第12条の4第2項	15
無許可営業	法第14条第1項	1
受託禁止違反	法第14条第15項	8
再委託基準違反	法第14条第16項	12
無許可事業範囲変更	法第14条の2	5
名義貸しの禁止違反	法第14条の3の3	1
報告拒否、虚偽報告	法第18条第1項	3
投棄禁止	法第16条	5
焼却禁止	法第16条の2	15

令和3年12月時点

まとめ

○元請業者は解体工事で発生した産業廃棄物の排出事業者となり、産業廃棄物を適正に処理する責任があります(法第21条の3)。

○排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する収集運搬事業者・処分事業者それぞれと委託契約を書面で締結する必要があります(法第12条第6項)。

○排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時にマニフェストを収集運搬事業者(収集運搬を委託しない場合は処分事業者)に交付しなければなりません(法第12条の3第1項)。

○解体工事の元請業者は、解体工事を始める前と解体工事終了後、発注者に対し、産業廃棄物の処理に関することを、書面で説明又は報告をする必要があります。書面は5年間保存する必要があります。(条例第13条)。